

## 70歳未満の方の場合

区分		自己負担限度額 〔3回目まで〕	自己負担限度額 〔4回目以降〕
上位所得者	所得が901万円を 超える世帯 ア	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	140,100円
	所得が600万円を超え 901万円以下の世帯 イ	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	93,000円
一般世帯	所得が210万円を超え 600万円以下の世帯 ウ	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
	所得が210万円以下の世帯 (住民税非課税世帯を除く) エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯 ※変更なし オ		35,400円	24,600円

※所得とは総所得金額から基礎控除(43万円)を差し引いた金額となります。

※同じ人が同じ医療機関(入院・外来別)で同じ月内に21,000円以上自己負担を支払った場合のみ世帯合算でできます。この場合の世帯の限度額は上記の「自己負担限度額」と同額です。

※「4回目以降」とは、過去12か月間に同じ世帯で4回以上高額療養費の支払があった場合です。

## 70歳以上の方の場合

区分		外来(個人単位)	入院 + 外来 (世帯単位)	
		自己負担限度額	自己負担限度額 〔3回目まで〕	自己負担限度額 〔4回目以降〕
現役並み 所得者 ①	Ⅲ 課税所得 690万円以上		252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	140,100円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上		167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	93,000円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上		80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
一般世帯		18,000円 (年間144,000円)	57,600円	44,400円
低所得Ⅱの方②		8,000円	24,600円	
低所得Ⅰの方③		8,000円	15,000円	

※「4回目以降」とは、過去12か月間に同じ世帯で4回以上高額療養費の支払があった場合です。

① 現役並み所得者とは、前年の課税所得がⅠ、Ⅱ、Ⅲで指定する額以上の方とその世帯に属する方。なお、平成27年1月以降に新たに70歳となった国保被保険者のいる世帯のうち「基礎控除後の総所得金額」の合計が210万円以下の場合は「一般世帯」となります。

② 低所得Ⅱとは、世帯主及び国保加入世帯員全員が住民税非課税の世帯の方(低所得Ⅰ以外の人)

③ 低所得Ⅰとは、世帯主及び国保加入世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる人



ひた市民健活応援キャラクター 日田 歩ちゃん

医療費の負担が高額になりそうなときは 「**限度額適用認定証**」 をご利用ください

病院窓口での支払い金額が自己負担限度額までとなります!